

総務警察委員会記録

開催日時 令和元年12月11日(水) 13:07~16:50

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

乾 浩之 委員長
山本 進章 副委員長
亀甲 義明 委員
松本 宗弘 委員
清水 勉 委員
中野 雅史 委員
荻田 義雄 委員
山村 幸穂 委員
猪奥 美里 委員

欠席委員 なし

出席理事者 末光 総務部長
杉中 危機管理監
山下 地域振興部長
前阪 南部東部振興監
折原 観光局長兼県土マネジメント部理事(地域交通担当)
遠藤 警察本部長
雨宮 警務部長
森本 生活安全部長
宮本 刑事部長
桑原 交通部長
片桐 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第78号 令和元年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(総務警察委員会所管分)

議第 8 1 号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

議第 8 2 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議第 8 7 号 県立大学整備事業にかかる請負契約の変更について

議第 9 5 号 当せん金付証票の発売について

報第 3 2 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分の報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○乾委員長 ただいまから、総務警察委員会を開会します。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご了承ください。

理事者において、柳原地域振興部次長が欠席するとの連絡を受けておりますので、ご了承願います。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、総務部長、危機管理監、地域振興部長、警察本部長の順にご説明願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にて、ご説明、ご報告願いたいと思います。

○末光総務部長 ただいま委員長から着席にて説明、報告とのご配慮をいただきましたので、着席して説明させていただきます。

私から、まず第 3 3 9 回定例県議会提出の議案について、全体の概要及び総務部に関する事項につきましてご説明いたします。

まず、令和元年度一般会計・特別会計補正予算案その他の目次でございますけれども、

12月2日に提出いたしました議案は、議第78号、議第79号の予算が2件、議第80号から議第86号までの条例の制定及び改正が7件、議第87号から議第95号までの契約等が9件、次ページの報第31号、報第32号の専決処分の報告が2件の合計20件でございます。

以下、危機管理監所管分を除く総務部に関するものについてご説明します。その他につきましては、それぞれの部局長が所管の委員会でご説明します。補正予算及び条例につきましては、後ほど別途配付した資料によりご説明します。

それでは、98ページ、議第95号、当せん金付証券の発売についてでございます。これは、いわゆる宝くじの令和2年度における本県の発売総額を100億円以内とするもので、今年度と同額でございます。

続きまして、補正予算でございますが、令和元年12月定例県議会提出予算案の概要によりご説明します。1ページ、一般会計補正予算第3号についてでございます。歳入歳出それぞれ26億1,000万円余の増額でございます。また、新規の繰越明許費として6億3,100万円余、債務負担行為として、追加と変更合わせて22億3,600万円余を計上しております。これらは県政諸課題への取り組みをより一層推進するほか、緊急に措置を必要とするものについて計上するもので、政策体系別の内訳はごらんのとおりとなっております。

続きまして、2ページ、歳入予算は、特定財源として災害関連事業費負担金などの国庫支出金を2億7,000万円余、地域経済活性化基金繰入金を9億7,800万円余、県立学校管理者賠償責任保険金などの諸収入を3,500万円、砂防事業債などの県債を1億2,900万円計上するとともに、残余の一般財源として、地方交付税を4億3,000万円余、繰越金を7億6,700万円余計上しております。この結果、一般会計の総額は5,302億3,900万円余となり、当初予算に対し5.7%の増、前年度同期比では3.3%の増となっております。次に、歳出予算につきまして、総務部に関するものを2件ご説明します。なお、各補正予算歳入歳出の款項の内訳は、令和元年度一般会計・特別会計補正予算案その他に記載しております。

5ページをお開きください。6、爽やかな「都」をつくる、給与改定に伴う増額でございます。10月の人事委員会からの給与に関する勧告等に鑑み、給与改定を実施することにより増額となる5億5,500万円余のうち、総務部、議会事務局、監査委員事務局に関するものは、特別職、一般職を合わせて2,200万円余でございます。次に、財政調

整基金積立金でございます。平成30年度決算剰余金12億6,700万円余について、地方財政法第7条第1項に基づき、2分の1を下回らない6億4,000万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして、条例について、令和元年12月定例県議会提出条例により、総務部所管に係る条例案について、2件ご説明します。

2ページ、議第81号、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例でございます。これは国の指定職及び特別職の給与改定に準じて、知事及び副知事、常勤の委員並びに教育長の期末手当を0.05月分引き上げるため、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例ほか2つの関連条例を改正するものでございます。施行期日は一部を除き、令和元年12月25日からとしておりますが、令和元年度分の期末手当については、令和元年12月1日からの適用としております。また、令和2年度分以降分に係る期末手当については、令和2年4月1日施行としております。

続きまして、10ページをお開きください。議第82号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。これは人事委員会の給与に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料、地域手当及び勤勉手当の額の改定等を行うものでございます。具体的には、まず一般職の職員の給料に関して、人事委員会勧告に準じて給料表及び地域手当の支給割合を引き上げます。このほか令和元年12月期の勤勉手当の額について、10ページに記載のとおり、支給月数を0.05月分引き上げます。令和2年度以降分の勤勉手当の支給月数につきましては、11ページに記載のとおりといたします。次に、任期付職員及び任期付研究員につきましても、人事委員会勧告に準じて給料表を引き上げるとともに、期末手当を12ページに記載のとおりといたします。施行期日につきましては、一部を除き、令和元年12月25日からとしておりますが、人事委員会勧告に準ずる給料表の改定等については平成31年4月1日から、令和元年度分の勤勉手当等につきましては令和元年12月1日からの適用としております。また、令和2年度以降分の勤勉手当等につきましては令和2年4月1日施行としております。

以上が今回提出しております議案の概要及び総務部所管に係るものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○杉中危機管理監 委員長にご配慮いただきましたので、引き続き着座にてご説明します。

お手元の令和元年12月定例県議会提出予算案の概要の5ページ、県有施設耐震化事業でございます。宇陀市にございます消防学校屋内訓練場につきまして、耐震設計の補正予

算をお願いするものでございます。補正予算額は令和2年度の債務負担行為として552万7,000円でございます。債務負担行為により、早期の事業発注を図るものでございます。

続きまして、8ページの変更、県有施設耐震化事業です。先ほどの消防学校屋内訓練場耐震設計に係る金額552万7,000円を増額し、債務負担行為限度額を1億9,329万7,000円に変更するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○山下地域振興部長 委員長にご配慮をいただきましたので、引き続き着座にてご説明申し上げます。

それでは、地域振興部所管の令和元年12月補正予算についてご説明します。令和元年12月定例県議会提出予算案の概要の5ページをお願いします。4、智慧の「都」をつくる、ムジークフェストなら2020開催事業ですが、さらなる文化芸術活動の活性化を図るとともに誘客を促進するため、令和2年5月16日から6月7日までの23日間開催させていただく予定です。具体的には、奈良公園春日野園地での大規模野外コンサートや社寺を中心に開催する奈良ならではのコンサートに加え、新たに来春開業予定の奈良県コンベンションセンターで音楽と食を楽しめるイベントを実施するなど、県内各地でコンサートを開催する予定でございます。それらの事業内容を早期に決定し、広報を展開するため、事前準備費用として1,340万円の補正予算をお願いするものでございます。また、令和2年度の事業実施に当たり、今年度中に契約事務を行い、翌年早々に執行する経費として7,290万円の債務負担行為補正をお願いするものでございます。

債務負担行為補正については、8ページの債務負担行為補正追加にムジークフェストなら2020開催事業に係る契約を掲載させていただいております。

5ページの6、爽やかな「都」をつくるをごらんください。給与改定に伴う増額につきましては、人事委員会の勧告による給与改定により増額となる5億5,500万円余のうち、地域振興部に関するものは、一般職1,100万円余でございます。

続きまして、県立大学整備事業にかかる請負契約の変更について、令和元年度一般会計・特別会計補正予算案その他の90ページでございます。現在県立大学のコモンズ棟の建築工事を進めているところですが、資材調達に不測の日時を要したことにより、工事期間について、令和2年3月16日までを令和2年8月14日までに延長をお願いするとともに、契約金額について8億6,292万円から8億7,482万9,700円に増額変更をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○遠藤警察本部長 委員長のご配慮をいただきましたので、着座についてご説明させていただきます。

令和元年12月定例県議会提出予算案の概要の4ページをお願いします。2、愉しむ「都」をつくるの生駒警察署新庁舎整備事業についてでございます。これは老朽化に伴う生駒警察署の移転建てかえ整備に係る造成設計費用、建築設計費用について、令和2年度からの事業実施に当たり、今年度中に契約事務を行い、翌年度早々に執行する経費として1億7,210万6,000円の債務負担行為の増額補正をお願いするものでございます。

次に、5ページ、6、爽やかな「都」をつくるの給与改定に伴う増額についてでございます。10月の人事委員会からの給与に関する勧告等に鑑み、給与改定を実施することにより増額となる5億5,500万円余のうち、警察本部に関係しますのは1億1,200万円余で全て一般職分でございます。

次に、令和元年度一般会計・特別会計補正予算案その他の102ページをお願いします。報第32号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についての自動車事故にかかる損害賠償額の決定についてであります。

103ページをお願いします。9月議会以降に損害賠償額が決定したもので、警察本部に関するものは、番号1から4の計4件でございます。損害賠償額の合計額は60万5,650円であり、それぞれの事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日は記載のとおりでございます。安全運転の徹底及び公用車の適正な管理につきまして、再徹底し、事故の防止に努めてまいります。

警察本部所管の提出議案は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○乾委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑があれば、ご発言願います。なお、その他の事項については後ほど質問を行いますので、ご了承願います。

○清水委員 まず、議第81号、特別職の期末手当について確認させていただきたいと思っております。11月6日だったと思うのですが、県内39市町村の一般会計の状況等の発表があったと思います。その中で、早急に改善が必要と促されている自治体が9市町村あったと記憶しているのですが、奈良県自身も全国的に見て経常経費の比率が非常に高い。ほぼ最下位に近い状態がずっと続いているわけですが、そのような中、議第81号について引き上げをする理由が理解できません。一つ確認をしたいのですが、先ほど議第82号

の説明に当たって、勤勉手当相当分0.05月分を一般職については引き上げを行うとご説明がございました。特別職に対して勤勉手当の支給の概念はあるのでしょうか。まずその点についてお伺いしたいと思います。

○乾人事課長 特別職に対する勤勉手当の支給についてでございます。知事の期末手当については、これまで国の特別職と同じ月数で支給させていただいています。国の特別職は、一般職である事務次官、本省局長などの国の指定職に準じた支給月数であることから、結果的に一般職である国の指定職と同じように支給をしているところでございます。以上でございます。

○清水委員 何度も同じ答弁を聞くわけですが、選挙で選ばれた地方自治体を代表する方、もしくは議会が認めた方々が特別職だと思うのですけれども、その方たちが国がこうだから地方も同じようにというところが理解しがたい。一般県民の皆さんも同じような思いをお持ちだと思います。本来であれば、みずからが決めるべきで、一般職の勧告に基づいて自動的に引き上がるのはどうかと。皆さんもご承知のとおり、県議会議員については9月定例会で賛成多数で一定の率で固定するという議決をいただきました。本来私はそうあるべきだと思います。これは皆さんに問うてもどうしようもないと思うのですが、何となくしっくりこないと思います。

そのような中で、知事、副知事、各行政委員について、この0.05月分上がりますと、知事は9月に答弁をいただいていますのでわかりますけれども、副知事、あるいはその他の行政委員の特別職について確認をされたのか、まずお伺いしたいと思います。

○乾人事課長 知事以外で対象となる特別職は、副知事、教育長、常勤の監査委員でございますけれども、これまで客観性、合理性を担保するため、知事と同様に、国の特別職に準じた支給月数とすることで整理しています。今回は、この考え方に変化がないことから改めて確認はしていませんが、知事と同様の支給月数とすることでご提案をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○清水委員 知事と同様ということですが、先ほども言いましたように、財政状況が悪い、なおかつ経常的な経費が減るわけではない。来年4月からは任期付会計年度職員員の制度も始まります。9月議会の代表質問で総務部長から答弁いただきましたけれど、奈良県としても10億6,000万円を予算手だてしているということです。非常に経常経費が上がってくる、これはどうしようもないわけです。人口がどんどん減っていく、なおかつ経常的な経費が上がる、公債費は依然としてずっと同じようなレベルで、内容によ

っては借換債等々をされていますけれども、そのような中で、首長として、経営のトップとして、せめて人事委員会の勧告に倣わない、そういう覚悟が私は必要だと思います。これは理事者の皆さんに申し上げてもどうしようもないと思いますけれど、そのようなことから、この議第81号並びに関連する補正予算については賛成しがたいということを上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。以上です。

○乾委員長 ほかにはないですか。

ほかに質疑がなければ、理事者に対する付託議案の質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○中野委員 本議案に賛成でございます。

○荻田委員 自民党奈良は全議案に賛成であります。

○松本委員 自民党絆は全議案に賛成いたします。

○猪奥委員 新政ながらも全議案に賛成です。

○山村委員 私は、議第78号、一般会計補正予算と議第81号の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部改正する条例に反対します。知事、特別職の給与を引き上げる必要はないと思います。

○清水委員 議第78号の特別職に関連する部分、議第81号については反対します。

○亀甲委員 公明党としては全件賛成でございます。

○山本副委員長 創生奈良ということではございません。創生奈良は5名の議員がおられますけれども、それぞれの考え方が違っております。総務警察委員会の委員として、この議第81号の条例と、議第78号は補正予算全体的には賛成ですけれども、特別職の予算が入っておりますので、個人として反対させていただきます。

○乾委員長 ただいま付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議第78号中、当委員会所管分及び議第81号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く、残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

議第82号、議第87号及び議第95号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案はいずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第32号については、先ほどの説明をもって、理事者により詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

総務部長から、(仮称)「奈良県の力」底上げプログラム他1件について、知事公室次長から第2期奈良県地方創生総合戦略の策定について、危機管理監から奈良県地域防災計画(中間案)の概要について、南部東部振興監から第5次奈良県明日香村整備計画(案)の概要について報告を行いたいとの申し出がありましたので、ご報告願います。

○末光総務部長 それでは、まず(仮称)「奈良県の力」底上げプログラムについてご報告いたします。資料1、(仮称)「奈良県の力」底上げプログラムについてをごらんください。

本プログラムでございますけれども、今年度末で3年間の取り組み期間が終了する奈良県行政経営改革推進プログラムの次期行革計画として、来年度より3年間取り組むもので、現在策定作業を進めているところです。この次期行革計画は、「奈良新『都』づくり戦略(案)」を推進するための原動力となる戦術集として取りまとめたいと考えております。具体的には、県民アンケートにおきまして、重要度が高く、満足度が低いと感じておられる6つの分野、モビリティ、防災、地域、医療、福祉、雇用とございますが、これらを県の弱みとして克服するための個別具体的な戦術を重点項目として設定したいと考えております。ステップ3を重点項目としております。また、この重点項目以外に、新「都」づくり戦略全体を推進するための普遍的な戦術をステップ4、この全体項目として設定したいと思っております。重点項目につきましては、計画期間である令和2年度から令和4年度の3年間で着実に成果を出す項目と、将来に向けて中長期的視点で取り組む項目に分けて

設定をいたします。

2枚目をごらんください。3年間で着実に成果を出す項目と中長期的視点で取り組む項目、それから全体項目をとっております。また、項目の柱立てとして、人、財、ファシリティ、連携に分けて、取組項目を整理しております。今後、各取組項目の文案を取りまとめ有識者のご意見をいただき、パブリックコメントの手続きを経て、来年2月議会で報告の上公表してまいりたいと考えております。

以上が、(仮称)「奈良県の力」底上げプログラムについての概要でございます。

続きまして、超過勤務実態調査の結果についてご報告いたします。資料2、平成29年度及び平成30年度超過勤務実態調査の結果をごらんください。調査内容ですが、記載のとおり、知事部局職員の約2,180人の平成29年度及び平成30年度における在庁時間と手当時間、その乖離時間等を調査したものでございます。なお、今回の調査は、超過勤務命令の対象となる職員について、簡易なプログラムをもとに機械的に集計した調査結果となっております。

調査結果ですが、職員1人の1日当たりの終業後の在庁時間は、平成29年度の1時間17分に対し、平成30年度は1時間7分で10分短縮、手当時間は平成29年度及び平成30年度ともに39分で変わらず、乖離時間は平成29年度の38分に対し、平成30年度は28分で10分短縮となっております。続いて、在庁時間の一月当たりの分布については、平成30年度における在庁時間が20時間以下の職員は全体の57%、20時間超30時間以下が15%、30時間超80時間以下が26%、80時間超は2%でありました。平成29年度との比較では、全体的に在庁時間が短くなり、20時間以下の職員が増加しております。

また、ことし9月から10月にかけて、職員に対して、働き方に関する意識調査を実施しております。2,345人の職員から回答があり、回答率は66.6%でございました。職員からの回答によりますと、超過勤務が生じる主な理由については、スケジュール面での期限に間に合わせるための1,375人、58.6%となっております。また、業務終了後から退庁するまでの主な行動については、帰り支度が1,719人、73.

3%となっております。県庁内の働き方改革について、特に優先して進めるべき項目としては、仕事の見直しや業務改善が1,713人、73.0%で、以下、職員の意識や組織風土の改革が1,363人、58.1%、組織マネジメントの徹底が1,006人、42.9%となっております。これらの結果から、超過勤務縮減の取組は長時間在庁している職

員が減少するなど、一定の効果が上がったものと認識しておりますが、仕事の見直しや業務改善などについてさらなる取組が必要であると考えており、引き続き職員の働き方改革を一層推進してまいります。

私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○舟木知事公室次長（政策推進担当、政策推進課長事務取扱） 委員長のご配慮によりまして、着座にてご説明します。

資料3、第2期奈良県地方創生総合戦略の策定についてをごらんください。現行の奈良県地方創生総合戦略は、平成27年12月に策定し、計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間となっており、今年度が最終年度となっています。国におきましては、地方創生の取り組みを一層強力に進めることが必要との認識のもと、現行の総合戦略に引き続き、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を現在策定中でございます。中段には、国が示した第2期総合戦略の基本的方向を記載しております。本県におきましても、これらを勘案するとともに、6月に発表しました「奈良新『都』づくり戦略（案）」で示した目標と道筋を踏まえ、第2期奈良県地方創生総合戦略を策定したいと考えております。

具体的には、2ページをごらんいただきたいと思います。現行の地方創生総合戦略は、住んで良し、働いて良し、訪れて良しの3つを基本目標としていますが、第2期総合戦略は、栄える「都」をつくる、賑わう「都」をつくるなど、9つの都づくりを基本目標としたいと考えています。

3ページをごらんください。第2期総合戦略におきましても、これまでと同様にそれぞれの基本目標ごとに数値目標を設定することとしております。例えば1、栄える「都」をつくるでは、その基本的な方向は、奈良県経済の好循環を促し、働きやすく、就業しやすい奈良県にすることであり、数値目標は県内総生産や企業立地件数等としております。

4ページ、5ページも、それぞれの目標ごとに設定した数値目標を記載しております。

6ページをごらんください。第2期総合戦略の取組推進に当たっては、第1期総合戦略と同様、記載の5項目を基本的な姿勢としております。今後のスケジュールについてでございますが、パブリックコメントの実施、有識者会議の開催などによりご意見をいただき、総合戦略案を策定し、2月の定例県議会に提出させていただきたいと考えております。

最後、7ページをごらんください。現時点での第1期総合戦略の取り組み状況の検証しております。青字が第1期総合戦略で設定した数値目標、赤字がその目標に関する現在判明している最新の実績でございます。資料の左側、住んで良しについては5項目、右側、

働いて良しは3項目、訪れて良しについては4項目、目標数値と現時点での実績を記載しております。目標達成に向け、引き続き地方創生の取組を進めてまいります。なお、ご参考までに現時点での素案をお手元に配付しております。

私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○杉中危機管理監 それでは、引き続き着席にてご説明いたします。

資料4、奈良県地域防災計画（中間案）の概要をごらんください。まず、1、修正の方針でございます。奈良県地域防災計画は、前は平成30年3月に修正しており、今回2年ぶりの修正に取り組んでいるところでございます。これに先立ちまして、本年4月に奈良県緊急防災大綱を策定しました。これは、平成30年7月豪雨によってもたされました甚大な被害を教訓としまして、奈良県で同じような豪雨が起こっても犠牲者を出さないように、県民の命を守る取組、備えを着実に実施するための緊急防災対策の検討を行い取りまとめたものでございます。今回の地域防災計画の修正におきましては、奈良県緊急防災大綱の検討内容に加え、昨年の7月豪雨、大阪府北部地震等の災害におけます被災自治体の経験、教訓なども参考にしております。また、南海トラフ巨大地震発生の切迫の高まりや、最近の災害対応の教訓を踏まえて、本年5月に修正されました国の防災基本計画の内容も反映させております。

次に、2、修正に係るスケジュールでございます。本年7月、8月の2回に分けまして、関西大学社会安全研究センターのセンター長を務めておられます河田先生を座長にお招きして、奈良県地域防災計画検討委員会を開催しました。また、11月1日には防災関係機関による奈良県防災会議幹事会を開催し、それぞれの会議でいただいた貴重なご意見等を踏まえ、防災全般に関する課題と取り組むべき対応を整理しまして、地域防災計画修正の方向性を取りまとめ、このたび中間案を作成したものでございます。本委員会とさきに開催されました総合防災対策特別委員会でご報告をさせていただいた上で、パブリックコメントを行い、2月6日に開催を予定しております奈良県防災会議にて最終的な承認をいただき、今年度中に計画の修正を完了したいと考えております。

次に、3、修正の観点でございます。計画の修正に関しては、8つの修正の観点をポイントに県の方針を整理いたしました。1、避難行動・避難生活、2、情報発信・リスクコミュニケーション、3、要配慮者、4、救急救助及び医療、5、防災拠点、6にハード対策、7、住宅・建築物の耐震化、8、南海トラフ、以上の8つのポイントを整理して、地域防災計画にその趣旨を反映しております。本日は、それらの主なものにつきましてご説

明をいたします。

4、水害・土砂災害等編、地震編に共通の修正内容でございます。奈良県地域防災計画は、水害・土砂災害編及び地震編の2分冊で構成されております。それぞれ水害・土砂災害や地震に特化した内容をまとめております。平成30年7月豪雨では、自分の居住地域の災害リスクの認識不足や自分だけは大丈夫といった思い込みによりまして避難行動をとらなかったために、とうとい命が失われた事例が多く見られております。そこで、(1)、住民の正しい避難行動を促進につつまして、避難に対する正しい認識を促すとともに、みずからの命はみずからが守るという意識づけを持ち、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難のおくれが生じることのないような取組を進めることとしております。続いて、平成28年に発生しました熊本地震でも大きな課題となりましたが、避難時の環境の改善も大きな課題でございます。そこで(2)、被災者の健康維持ができる環境づくりについて検討しております。避難所の空調、照明灯、設備の充実や物資の備蓄の整備に努めるとともに、女性や要配慮者をはじめ、誰もが安心して過ごすことができるようプライバシーの確保や犯罪抑止対策にも努めることとしております。また避難所に避難していない被災者、いわゆる在宅被災者でございますけれども、避難所に避難している被災者と同様、健康管理などの必要な支援を行うこととしております。

続いて、2枚目をござらんください。風水害や地震など大規模な災害が発生したときに、府県をまたいだ広域的な救助等を行うため、人員や物資を集積できる大規模な拠点施設が必要であると考えております。また、このような施設は警察、消防、自衛隊等の救援部隊の活動拠点としても必要であると考えております。そこで、(3)、防災拠点をはじめとする防災体制の整備といたしまして、防災拠点の機能を整理し、求められる機能に対応する施設の位置づけを明確にするとともに、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を図り、あわせて陸上自衛隊駐屯地の五條市への誘致活動を進めてまいります。

次に、5、水害・土砂災害等編の修正内容でございます。平成30年7月豪雨や台風21号などをはじめとする大規模な風水害による課題や教訓を踏まえ、水害・土砂災害等編の見直しを行います。平成30年7月豪雨では、自分の住む土地の災害リスクや避難に対する情報が住民に十分理解されていなかったという課題に対しまして、(1)、水害の危険性等に関する情報への理解促進でございます。ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や効果的な訓練の実施等につながるよう、地域の危険性について住民に周知及び啓発をすることとしております。検討を進めるに当たりまして、認識

した教訓は、ことしの台風19号の災害においても同様のものがあります。しっかりと生かしていきたいと考えております。また、内水による床上、床下浸水被害や土砂災害への対策といたしまして、(2)、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」等を活用した計画的・重点的な防災対策の推進を行うこととしております。具体的には、必要な貯留施設等を適地に整備する、奈良県平成緊急内水対策事業の推進や、奈良県土砂災害対策施設整備計画を策定し、重点的、計画的に対策を実施することとしております。

次に、6、地震編の修正内容でございます。大阪府北部地震の発生や、今後起きると言われております南海トラフ巨大地震に対する課題や教訓を踏まえ、地震編の見直しを行っております。本年5月に国の中央防災会議で、南海トラフ地震防災対策推進基本計画が改定されました。これを受けまして、(1)、南海トラフ巨大地震発生に備えた命を守るための取組でございます。南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、県や市町村、住民がとるべき警戒等措置や必要な体制について記載しております。具体的には、①、日ごろからの地震の備えの再確認、②、行政機関、企業等における情報収集、連絡体制の確認及び施設、設備等の点検などの措置が求められます。続いて、大阪府北部地震では多数の帰宅困難者が発生し、帰宅困難者に対する課題が報道でも多く取り上げられたところでございます。そこで、(2)、帰宅困難者対策の強化といたしまして、企業や住民に対してむやみに移動を開始しないことの周知徹底を図るとともに、学校等にとどまらざるを得なくなった幼児、児童、生徒のための物資を備蓄するよう努めることとしております。また同じく大阪府北部地震ではブロック塀の倒壊によって、児童が犠牲になるなどの被害が発生し、ブロック塀や石塀の対策が課題となりました。そこで、(3)、地震発生時の住宅建築物の被害軽減等といたしまして、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するためにブロック塀等の安全点検の実施について普及啓発を行うとともに、ブロック塀等の耐久性向上の促進につつまして取組強化を図ることとしております。

奈良県地域防災計画(中間案)の概要につきましては以上でございます。近年の災害などにさまざまな気づき、教訓をこの計画に反映しまして、この地域防災計画をベースとして、県及び市町村が連携して具体的な防災対策に取り組んでいきたいと存じます。よろしく申し上げます。以上でございます。

○前阪南部東部振興監 引き続き、着座にて説明させていただきます。

資料5をお願いします。

第5次奈良県明日香村整備計画(案)の概要について、明日香村の貴重な歴史的風土を

保存するために、国において講ずべき特別な措置を規定いたしました明日香村特別措置法がございまして、国土交通大臣が審議会等の意見を聞いた上で明日香村整備基本方針を定め、その方針に基づき奈良県知事が明日香村整備計画を策定するという流れになっております。これまでに第1次から第4次まで、10年ごとに計画を策定しております。

現在の第4次整備計画につきましては、今年度末で期限が切れますので、第5次の計画づくりに現在取り組んでいる状況でございます。

2ページをお願いします。現在の状況でございますけれども、国において7月に審議会が開かれ、答申が出され、それに基づいて方針を決めようとしております。7月の社会資本整備審議会答申の内容を反映と書いておりますけれども、今回の答申のポイントを説明させていただきます。まず大事なことは、誰もが明日香の歴史を体感できる歴史展示の推進が重要であること、そして2番目として、歴史的風土の構成要素である農村環境の維持向上のためには、農地や里山等としての利用を通じた動的な保存が重要であること。委員会では規制によって棚田を守ったり、歴史的風土を守ったりするのが静的な保存、人がかかわって活性化させていくほうを動的な保存という呼び方をされております。3番目ですけれども、農村環境と密接に関連する地域の祭礼行事や伝承芸能も歴史的風土を構成する要素であり、その継承、発展が重要なことであると。4つ目として、国内外の観光ニーズを把握した上で、観光に係る総合的・戦略的な計画を立案して、歴史的資産を生かした観光振興が重要である。5つ目としては、村民が定住できるような生活環境基盤を整備していくことが重要だと、ハード、ソフトの両面から行っていくべきだというポイントを述べられたところでございます。

この答申を受けまして、現在国のほうでは、まだ案ですけれども、5つの方向をもとに整備方針を固めようというところになっております。この方向を受けまして、奈良県におきましては、第5次明日香村整備計画（案）、令和2年から11年までの整備計画の柱を同じような文言で立てまして、それぞれ小項目を立てて進めていきたいと考えています。

その具体的な内容につきまして、3ページに記載させていただいております。箇条書きになっておりますけれども、ここに書いているような項目を現在の新しい整備計画に書き込みまして、パブリックコメントや、国との協議も必要になります。来年4月には第5次明日香村整備計画としてまとめていきたいと考えております。以上でございます。

○乾委員長 ただいまの報告またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言願います。

○清水委員 まず、せんだって、なら歴史芸術家村の現地の工事期間中に一部誤差が生じたというご報告がありましたので、現状どのようになっているのか、報告をお願いしたい。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 それでは、歴史芸術文化村のほうで起こっております地下構造物の変動に関する事案のその後の状況につきまして、ご説明させていただきます。県に第一報が入りましたのが11月5日でございます。歴史芸術文化村内に4棟の建物があるのですが、そのうち文化財の修復・展示施設棟という大規模な地下構造物を有する建物におきまして変動、上のほうに数センチ程度の上昇があったという報告を受けております。11月19日に記者発表をさせていただいたところでございます。

その後の状況でございますけれども、事実が判明してから各棟の変動の推移は計測しております。文化財修復・展示棟以外にも3棟ございますが、それらと合わせて、その後の変動状況を確認しております。現状は、歴史文化財の修復・展示棟のみに変動事象が確認されるという報告を受けております。また、敷地内の地下水が不同の原因になるのではないかとこの仮定のもとで、地下水位の状況を継続して観測しているところでございます。それらの状況から、事業者から一定の見解が出てきております。文化財修復・展示棟の周囲に遮水壁というコンクリートの壁を施した後、その中に地下構造物を建築しているのですが、その間の土の中に水がたまって、浮き上がっているのではないかとこの仮説が示されております。現在は、その仮説を裏づけるために、周囲の土地から水を抜く作業を11月28日から行っております。あわせて水を含んだ土の掘削作業も12月5日から行っているところでございます。現状につきましては以上でございます。

○清水委員 最初に報告いただいた変位量は10センチあったと思うのですが、現状は少なくなったのか、今後減少する傾向にあるのか、まずお知らせいただきたいと思えます。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 変動の状況ですが、南北で計測をしているのですが、北側で当初10センチ程度、南側で1センチ程度、斜に上昇している状況が確認されました。その後、定点観測をしているのですが、若干の増減はあるようです。そのあたりが地下水位との関係ではないかという推論に至った状況でございます。特に今、水を抜く作業を行っていただいておりますけれども、若干ではありますが全体が下がっている状況が確認されているとの報告を受けているところでございます。以上でございます。

○清水委員 若干下がっているということですね。正確な数字は言いにくいということですよ。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 昨日段階での数値しかございませんけれども、数センチ程度下がっているという報告を受けているところでございます。

○清水委員 この数字にこだわるのは、それぞれ物をつくるに当たって、誤差の許容限度があります。そこにおさまるのか、おさまらないのかによって、物の考え方も変わってくると思います。明確な数字をおっしゃっていないですけれども、減少傾向にあるということです。過日説明をしていただいたときに、ソイルミキシングウオール（SMW）工法をとられたということですが、この工法を仮設工事としてとられた理由は何ですか。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 この文化財修復・展示施設棟ですが、文化財の修復工房、あるいは文化財等を展示する施設を地下階に設けることとしております。文化財を取り扱う施設でございますので、この棟につきましては、特に高い遮水の環境が必要であるという判断のもと、今回の連続地中壁を周囲にめぐらす工法が採用されたと認識しております。以上でございます。

○清水委員 当初の実施設計からこの遮水壁での構造の計算をされていたと思うのですが、実施設計と現場管理業務をやっているコンサルタントは同じなのか、異なるのか、お伺いしたいと思います。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 設計のほうは、基本設計、実施設計で、株式会社大建設計に委託しております。工事管理につきましても、設計意図の伝達等の必要性がございますので、同じく株式会社大建設計に委託しているところでございます。以上でございます。

○清水委員 ほかの技術部門からすると、分割して違う業者に入れかえるという考え方もあろうかと思うのです。同じだからどうだということは、あまり言いたくないですが、最初の設計の思想が現場管理にも引き継がれてしまいますので、そこに一つ問題があるのではないかという気がします。そのような中で、施工中の水の対策、構造物に対する浮力の関係について検討されているか。工事の記録簿、あるいは現場の協議録があるかないは確認はされていますか。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 設計から管理施工に至るまで、全て県がノータッチということではなく、発注者側であるということで監督員の配置、あるいは施工確認、施工過程における意思疎通を行っているところでございます。これは原因究明、あるいは責任の究明にもつながるのでございますけれども、この工法が設計段階から今回のような事象を起こしたものであるのか、あるいは施工過程において、こういった事象が起こるべくして起

こったのか、そのあたりは資料等も含め、現在庁内で精査をしているところでございます。以上でございます。

○清水委員 一度動いたものをもとに戻すのは大規模な工事の中で非常に難しいと判断するのですが、先ほど来聞いている内容は、施工期間中の事業者の責任であるのか、設計の段階から責任の所在がどこにあるのか、もしくは施工のミスなのか、その辺がわからないと、最終的には対処の方法がわからないわけです。ここについては、現在どうお考えですか。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 先ほどの繰り返しになりますけれども、事象としては躯体が上部に上昇したと、何がそうさせているのか、物質的な特定をまず着眼点としては先行している状況でございます。可能性が高いのが土の中に含まれている水がもたらす浮力と、まだ建設途中でございますので、その躯体自体の重力とのバランスが崩れているという、物質的な原因を今探り当てているところでございます。果たしてその水がどういう状態で構造物の下から押し上げる形になったのかという過程は、水抜き作業、あるいはその後の継続的な観測等も踏まえ、庁内で検討しているところでございます。今、私から断定的な結論に至るまでの見解は示せない状況になっています。申しわけございません。以上でございます。

○清水委員 内容によっては、非常に大きな対応をしないといけない、どこかで判断をしないといけないと思うのですけれども、現状は、この変異が起きてまだ約1カ月ぐらいです。どう動いていくのか、その調査を見守るしかない段階と思えますけれども、ただ年度も変わっていく、おくれていくことにもなりますし、当初の開村に間に合わない、そういう事態に陥るのではないかと推測もします。どこかで、その判定を下さないといけないということですが、今どうのこうのと言っても仕方がありませんので、継続した調査を総務警察委員会、あるいはほかの所管の各委員会に逐一ご報告をいただくようお願いしたいと思えます。

引き続きデジタルズビューローの運営について、せんだって、中川議員から一般質問があったと思えます。この中で確認できていない項目について、再度私から確認させていただきたいと思えます。まず、本財団法人の監事に、知事は調査を委ねるというお話をされたと思えますので、この財団法人の監事はどなたかが務められているのか、まずご報告させていただきたいと思えます。

○葛本観光プロモーション課長 一般財団法人奈良県デジタルズビューローの監事は2名

いまして、1名は県職員の上田会計局長でございます。もう1名は南都銀行の春日執行役員様、以上2名でございます。

○清水委員 財務のプロが監事として承認していただいているという理解でいいと思うのですが、この監事による監査は、事務監査も含めてどういうサイクルで行われているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 一般的には年1回、監事2名が計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属書類などを監査して、理事会等に報告されているところでございます。今回は、この2名の方に対する補助員として、上田監事につきましては県の職員、春日監事につきましては、弁護士の方に入っている聞いています。

○清水委員 過去からずっと年に1回だけだったのですか。

○葛本観光プロモーション課長 監査としては年1回でございます。

○清水委員 まずそういうところから直さないといけないのではないかという気がします。財政支援団体はほかにもたくさんありますけれども、県の監査にしても財政支援団体の監査はなかなかできない状況です。2年もしくは3年に1回程度しか監査ができない状況でもありますので、それぞれの団体が、きちんとした監査体制をとっていただく、それによって適切な補助金の執行ができると理解します。約款の中身を見直していただくことも一つだと思いますし、定期監査をどうするか、もう少しきめ細かくやらないと、補助金を出したら出しっ放しでは、いけない気がします。ぜひともこれは、今後検討していただきたいと申し述べておきます。

次は、佐藤議員が代表質問しました2019年奈良県内における政治意識調査についてですけれども、重複する部分もあるかもしれませんけれどもよろしくお願いします。まず、統計分析課にお伺いをしたいのですが、このアンケート調査するに当たって、事前に協議があったのでしょうか。あった時期はいつなのか、お答えいただきたいと思います。

○永井統計分析課長 奈良県統計調査事務取扱規程に基づき、市町村振興課から当課に協議をされております。協議を受けましたのは8月でございます。以上でございます。

○清水委員 8月。この政治意識調査ですけれども、これは統計法に位置づける法的な調査に当たるのかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○永井統計分析課長 まず統計法には公的統計という概念が定義されております。統計法第2条第3項に思想や感情、その他の内面的意識の把握を目的とする調査と規定されており、いわゆる意識調査も含まれますことから、今回の政治意識調査は公的統計に該当しま

す。

一方で、統計法上の統計調査という言葉もございまして、統計法第2条第5項に規定されております。この統計調査とは行政機関等が統計の作成を目的として、個人または法人、その他の団体に対し、事実の報告を求めることにより行う調査と定義されております。総務省が定めました事務処理要領によりますと、意識調査はこの事実の報告には当たらないことから統計法に規定する統計調査には該当しないとされております。政治意識調査は、主に被調査者の意識に関する調査を目的とするもので、統計法に規定する統計調査には該当しないと考えております。以上でございます。

○清水委員 ということは、公的統計ではあるけれども、総務省への事前の協議は不要であるという理解でいいですか。

○永井統計分析課長 統計調査に当たりましたら、総務省に届出が必要になってまいりますが、今回の場合は統計調査に該当しませんので、実際に届出もしておりません。

○清水委員 今回のサンプル数が2,000とお伺いしています。実際にこの調査票を見ましても、一番最初のご協力のお願いの中に、県内の2,000人の方に対して調査をさせていただくと書かれています。通常奈良県が行っているサンプル数は、大体5,000だと認識していたのですが、ほかの調査で5,000を下回っているような調査は何件かあるのですか。

○永井統計分析課長 済みません。今手元に、ほかの所属が行っております調査の数値がございませんので答えられませんが、5,000以下の調査もたくさんあると理解しております。

○清水委員 何件かあると思うのですけれども、その中で、この問題が出てからインターネットでいろいろな喚起、サンプル数の信頼度の問題、そういうこともいっぱい書かれているのですけれども、私はこの数の問題よりももっと大切なことがあるのではないかと気がします。思想・信条に関して、なぜここまで細かいアンケートをとらないといけないのか、そこが非常に理解しがたいのです。例えば設問の11番は、せんだっての統一地方選挙で選挙に行ったか行かないか、誰に投票したのか、わざわざ聞かなくても選挙結果が出ているではないですか。全体の数字としてそれぞれの候補者の数字が出ているのに、なぜわざわざこれを再調査しないといけないのか、しかもこれにひもづけされるデータが所得であったり、年齢であったり、どこにお住まいであったり。なおかつ奈良県と関係のない大阪都構想、あるいは大阪の地方政党である大阪維新の会とひもづけする理由がわか

りません。

それと、その前の設問10番は、参議院選挙について、行ったか行かないのか、忘れたのか、行かなかったのか、候補者の名前、そして白票を投じたのか、言いたくないとかまで書かれています。その下に改めて、どこそこの政党に所属している候補者だから入れましたとか、そこまで調べる理由が行政としてあるのかどうか、そして12番には、それぞれ選挙のあった県議会議員の選挙区について全ての方の名前も入れて行ったのか行かなかったのか、どの方に投票したのか、ここまで設問があるわけです。これを聞かないといけない理由は何ですか。これは、市町村振興課でお願いします。

○堀辺市町村振興課長 まずこの質問項目の設定に当たりましては、専門の学者の方々にお願いしました。いずれも奈良県の政治意識の特徴を明らかにするために設定されているもので、それぞれの情報を相互に関連づけて分析することによって有意義なものになるように設計されていると聞いております。例えば政治意識の特徴を明らかにしていく上で本当の課題である、意識はどこにあるのかということを知るために一見無関係に見える幾つかの質問を組み合わせることによって、有権者の意見のパターンを発見したり、あるいは認知の枠組みを発見するといった手法で調査をされていると聞いております。一つ一つの質問はどういう意味かということもあるかもわかりませんが、それらを組み合わせで見えてくるものがあるという前提のもとに構築された設問項目であると聞いております。以上です。

○山下地域振興部長 担当課長が一般的な話としてお答えさせていただきましたが、なぜ県議会議員の名前を呈して投票先を問うのかということがございました。実は都道府県レベルではないですが、公益財団法人の明るい選挙推進協会が毎回行っている統一地方選挙の全国意識調査で、あなたが投票した人は何党の人かという質問がございます。過去のこのようなデータと今回の奈良県内の投票行動をクロスで分析することによって導き出せることも説明いただいておりますので、県議会議員のお名前を呈して誰に投票したのかというのは、そういったクロスをさせる意味合いもございます。

○清水委員 特に県議会議員の場合は、委員長も私も同じ選挙区で、しかも調査の対象にもなっていない、残念ながら、どういう投票行動にあるのかもわからないわけです。今、山下地域振興部長もおっしゃいましたけれど、政党についてというのであれば、まだわかります。個人を特定せずに、どの政党を支持しているのですかというのであれば、その投票行動の全体像は何となくわかってくると思います。行政として何をしないといけないの

か、最低は投票率を上げることでしょう。これを調べて、次に投票率が上がるような施策が打てるとは到底思えません。

確認だけしておきたいことがあります。この設問をつくるに当たって、一番最初に書かれているのですけれども、抽出に当たって県内自治体の厳正な審査を受けてと書かれております。39市町村全てにこのアンケート調査の原本をつけて、こういう内容の調査をしますということを、それぞれの選挙管理委員会に提出されたのかお伺いします。

○堀辺市町村振興課長 市町村の選挙管理委員会、統計調査、世論調査、学術研究、その他の調査研究で公益性の高いと認められるもののうち、政治または選挙に関するものを実施するために、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申し出があったときは、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならないとなっており、その中の判断の話と思います。その申し出に当たりましては、公職選挙法施行規則で必要書類が決められています。その中で、調査研究の概要、実施体制を示すような資料を出すことになっておりますので、それに応じて調査の委託業者が抽出を行っているわけです。その添付資料として、県との契約書のかがみ、あるいは調査書の見本、そして閲覧に何う者の情報を記した書類、市町村によって若干差はありますけれども、会社のプライバシーポリシーが記載されたもの、誓約書等を提出していると聞いております。以上です。

○清水委員 私が聞いたのは、このアンケート調査そのものを添付して、厳正なる審査を受けたのかどうかということです。これをそれぞれの選挙管理委員会が見られたときに、お断りしますという可能性もあるではないですか。今、堀辺市町村振興課長がおっしゃった概念的な話だけでは、本当にそれぞれの市町村の選挙管理委員会、もしくはその事務局がきちんと審査できたのか、非常に不思議に思います。もう一度聞きますけれど、この原本をつけて提出したのですか。お願いします。

○堀辺市町村振興課長 39の市町村に提出しているわけですが、それらの全てについて委託しておりますので、そこまで把握はしておりません。以上です。

○清水委員 プロポーザルで委託契約するわけですが、委託契約者がやっているから県は関知しない、そんなことはないのではないですか。本来であれば、どこまでを県が監督しないといけないのか、お金を出すのはどこですか。奈良県が出すのでしょうか。別に学者の先生方がお金を出されるわけではないではないですか。それぞれの学者の研究室が、自分の研究としてしたいと言うのであれば任せておいたらいいと思いますけれど、行政がやる信頼の置ける調査、そのためには、こういうのを開示しないといけないです。仮に私

らが各市町村に行って、本案についての開示請求をしたときに、39市町村に、九分九厘ないです。だからどうやって審査をされたのかわかりません。一番最初のお願いの文書があります。1行目のところ、奈良県を全て信頼してくださいと言っているのと一緒ではないですか。相手の市町村の選挙管理委員会が調査するに足りる、そういう資料を提供するのが当たり前ではないのですか。それを、委託している業者に任せているからそこまでわからないと言うのでしたら、調べてください。調べた上でどういう書類を出したのか、委員長、委員会に提出を求めてください。

○乾委員長 はい。

○清水委員 お願いしておきます。この件については、細かい部分やテクニカルな部分も聞きたかったのですが、次の質問もありますので、とりあえずどういう調査票で、39の各市町村に出されたのか、この分だけよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後になります。大規模広域防災拠点整備についてお伺ひしたいと思います。先ほどもご説明いただきました。今後の奈良県の地域防災計画に、この防災拠点のことも書かれているわけですが、9日の代表質問で知事が、この大規模防災拠点整備について、3期に分けて整備をしますという答弁をされたと思います。1期目として、約5ヘクタールの整備、2期目として、600メートル級の滑走路を見込んだ整備、3期目として、2,000メートル級の滑走路の整備と、3つに分けられていたと思うのですが、この仕分けでよかったですか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 清水委員お述べの3期というご答弁を知事が申し上げました。

○清水委員 その中で、この約5ヘクタールの整備は、どの場所という限定がありませんでしたが、図面がありますよね。この東側の切り土部分の一部と理解していいのですか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 本会議でも、もともと盛り土を持ち込まずに現場内で切り土盛り土を行うことによって、5ヘクタールの造成を行うというご答弁を申し上げていたのですが、その場所につきまして、お述べの場所かどうかも含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○清水委員 大体わかりますけれども、これは防災統括室から資料提供いただいた分ですが、このゴルフ場の東の部分だけでも土量が約190万立方メートル足りませんと。西側のコースから残土として約112万6,000立方メートル出ますと、これを深い谷を越えて、どうやって持ってくるのかわかりませんが、東側のコースのほうに持ってくる。そ

れでもなおかつ70数万立方メートル足りない。このときの答弁を覚えています、知事は、この谷を埋めるのに別途80万立方メートルあると、よそから持ってくるというお話をされていました。今回も同じような内容を言われて、この不足する盛り土材料として、河川堆積土砂の利用、五條のすぐ近くですが、国道168号の天辻トンネルの上の排土、大和北道路の地下トンネル部分の残土利用、リニア中央新幹線の残土の利用、この4つの利用を現在検討しているというお話だったと思います。その中で、河川堆積土砂を利用する場合の河川法上、もしくは土砂採取法上の障害はありますか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 河川堆積土砂につきまして、研究すべき課題もあることを答弁させていただいているところでございますけれども、河川法に対する規定につきましても、担当部局とも意見を聞いて調整してまいりたいと考えております。以上です。

○清水委員 研究すべき課題というのは、具体的に何ですか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 例えばの話になるのですが、堆積土砂と申しましても、大和川水系にある堆積土砂と、吉野川であるとか熊野川にある堆積土砂と少し質が違っていると感じております。それぞれ盛り土材に適するかどうか、盛り土材として活用できるかについて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○清水委員 私も若干調べたのですが、聞き方を変えます。河川の掘削土砂を盛り土材料として、奈良県が活用した事例はありますか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 担当部署ではございませんので、詳細なことはわかりません。

○清水委員 この前、県土マネジメント部長がお答えになっていたのは、河川通水断面の10%以上を阻害している部分の堆積土砂を撤去する、それが対象だというお話だったと思います。詳細についてはわかりかねますということなので、別途県土マネジメント部のほうから情報提供いただきたいと思いますが、一般論として、私が調べた限りでは、河川堆積土砂を盛り土として利用する場合、そのまま流用はできない、ほかの土とまぜる、もしくは薬剤とまぜる、2種、3種をまぜて場外に持ち出して利用するというやり方しかありません。ということは、それぞれの掘削土砂を現地で加工して運んでくるという手順が必要になってくるのですが、それが現実として本当にできるのかどうかも非常に怪しいわけです。これは今後の研究を待つしかないと思いますけれども、今回発注されている業務の中で、そこまで検討することも含めて調査の対象に入っているのですか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 当初建設発生土については、従前から活用を想定しておりましたので、その検討の対象にはなっていましたけれども、河川堆積土砂は発注時点では想定をしていなかったもので、その中には入っておりません。発注でなくても検討できる範囲で課題を研究したいと考えております。

○清水委員 ということは、それぞれの水系で、これは国土交通省とも協議をしないといけないわけですが、どの部分の河川堆積土砂を利用させていただきますと、それに当たって、まず突き固め試験等々をやって、盛り土材として使えるかどうか、そういうこともやっていかないといけないわけではないですか。非常に時間もかかるし、この川のどの部分の土なのかもわからないですし、通常、皆さんが想像されますと、川にある堆積土砂は、ほとんど丸い玉石、その下に砂が入っているわけです。それを改良するのに山土をそこに持って行って、まぜて、改良して、また持っていくという手順になるわけです。非常に難しいと申し上げておきます。

それから、国道168号の計画調査をするというご報告があったと思います。この整備手法についてお伺いしておきます。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 国道168号の担当部署ではございませんので、お答えできません。

○清水委員 では、現状で聞かせてください。今のプレディアのゴルフ場が主たる候補地と伺っていますけれども、現状の5ヘクタール相当を造成するに当たって、大型の重機が入れる道路はあるのですか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） どの程度の重機かによりますけれども、整備予定箇所として位置づけていきたいと言っている箇所につきましては、その場所に行く市道はございます。そういうものが使えるかどうかにつきましても、去年までの検討も含めまして、さらに検討を深めたいと考えております。

○清水委員 実は、私と委員長と副委員長で現地調査をしてきました。そんなに広くない道路だと思いますので、地元の皆さんに影響がある部分は、できるだけ早くお知らせもしないといけないし、五條市と一緒にどういう方法が一番いいのかも、できるだけ早く検討を加えていただきたいと思います。

せんだってのこの図面の滑走路もしくは造成の施工基面が標高190メートルと書かれていました。今回の調査において、最終形は2,000メートルを目指されると思いますが、いろいろな調査事項の中で短くなるかもしれない、短くすれば、この施工基面を変更

することも対象にして調査をされるのかどうか、その点について伺わせてください。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 昨年の検討につきましては、600メートルの滑走路を前提とした大規模防災拠点でございました。6月補正でいただいた予算で、2,000メートル滑走路を有する大規模防災拠点を検討しております。その性質によって影響範囲も異なることから、昨年までの190メートルを、どの高さがいいかということは、今後検討してまいりたいと考えております。

○清水委員 常識的に考えて、先ほどお見せしました図面から東側に滑走路を伸ばすとすれば、東側にかなり影響が出る、9月にもお話ししましたけれど、侵入角が国土法によって何分の1というのが決まっているわけです。人家あるいは構造物に対する離隔の距離も決まっているわけです。ですので、2,000メートルに固執すると上に上げるしかないのです。上に上げると、また土が足りません。となると、いくらでもおくれます。私はこの計画について基本的には賛成です、反対の意味で言っているのと違います。早くするためにはどこかで整理をしないといけないと思っていますので、そのことも含めて検討をお願いしたいと思います。

現在調査中でもありますので、その調査の内容について逐一ご報告いただいて、できる限り早くつくりたいし、そうしないと東南海・南海地震に間に合わないかもしれない、我々の命がなくても、これはでき上がっていないといけないと思いますので、ぜひとも検討を加えた上でご報告をいただきたいと思います。以上で終わります。

○乾委員長 堀辺市町村振興課長、清水委員の質問にあった資料を総務警察委員会に提供をお願いします。

○荻田委員 今定例会でそれぞれの議員からも、今、清水委員からもお話がございました投票行動分析を通じた地方政治研究事業についてお尋ねしておきたいと思います。

私ども自民党奈良としても、当然のように、この言葉を信じながら、6月補正で1,500万円計上されたのを認めたものであります。今定例会で、それぞれの議員から、それぞれの会派から代表質問、一般質問が行われているわけでありまして。これまでは、大学の教授、さらには主催される研究室、こういったところが中心になって政治的なアンケート調査は随分やられてきています。全国都道府県で、これに類似する意識を高めていくための調査は2件ぐらい聞いています。まずは東京都、それから埼玉県でございます。大都市東京都と、それに匹敵する埼玉県、600万人以上の人口だと思います。こういったところの、それぞれの県政としてやっている事業と、あるいは130万人の人口で、どれだけ

地方政治に関心を持っているのだろうということに鑑みて、こういった行動をとられることは、私はいいことではないかと思えます。しかしながら、先般からいろいろなご指摘がございますように、こういう事例は全国でも珍しいケースでございますので、6月補正において、この状況は地域振興部としてももっと趣旨の説明をするべきではなかったのか、事前に説明をしておけばいろいろな角度から考え方も、アンケート調査のやり方ももう少し県民目線に立って考えていただけたのではなかったのかと思うところでございます。この辺について、1点聞かせていただきたい。

それから、先ほどから清水委員からお話もございました。本来この調整時の意識改革というのは、県民の皆さん方が県政に対してどれぐらい関心度を持っていただいているか、こういうことだろうと思えます。その指針となるのは投票行動です。それぞれの選挙で投票率を上げていくのが市町村振興課としては一番大切なことだろうと思えますが、これが連動してどう生かされていくのかも、まだまだはっきりわからない部分がございます。今、県議会議員、知事選挙終わりました。参議院選挙も終わりました。これらの投票率は相変わらずだったのか、これは市町村振興課長から聞かせていただけたらと思えます。まずお答えいただきたい。

○山下地域振興部長 ただいま荻田委員から、今回のこの事業について、事前の説明が行き届かなかったのではないかというご指摘いただきました。それは本当にご指摘のとおりで、6月補正予算で上程させていただいて、ご承認いただきましたが、予算の段階でなかなか難しいのですが、実際にアンケートを実施する前段で、議員の方にもこういった調査をするということをご説明しなければならなかったなというのは、担当部長として深く反省しております。ただ、もともとの発想の趣旨は知事が何度も本会議でも説明させていただきましたし、荻田委員にも、今一定のご理解をいただいているところで、私も答弁で申し上げましたが、分析結果を見ていただいた上で、この調査が有意であったかどうかご判断いただけたら本当にありがたいなという思いでございます。

○堀辺市町村振興課長 投票率についてのご質問でございますけれども、平成31年4月7日に執行されました知事県議選の投票率を申しますと、知事選挙については48.49%、前回は51.05%でございましたので、2.56ポイントの低下、県議選につきましては49.72%、前回は50.93%でございましたので、1.21ポイントの低下ということで、相対的に見ますと過去2番目の低さになっております。参議院選挙は、選挙区選挙につきましては49.53%、前回は56.89%でございましたので、7.

36ポイントの低下、これにつきましても過去2番目の低さでございます。以上でございます。

○荻田委員 今お話があったように、今春の選挙と、前回の選挙を対比しても2.56ポイントか1.21ポイントという減少であります。選挙は国民に与えられた一つの権利でありますから、もっと県民の皆様方が県議会、あるいは知事の施政に対してどうだという思いを持って投票行動をしていただくような啓蒙のほうが、私はもっと大切ではないかと思うのです。それぞれの手だてを考えて、県民の皆様方の投票意識が向上するような、前向きな施策をもっと実践すべきではないかと思うところがございますので、一層そういった思いを大切にしていきたいと思えます。

それから、今1,500万円という予算を計上しているのです。第1回目のアンケート調査は終わると、750万円余がそこに費やされたわけでありまして。あと750万円を今度は県議会の議員にアンケート調査を出そうかというところだと聞いています。このことについては、前段のアンケート調査、2,000人の方にお出しいただいておりますけれども、説明の不十分さからこのような事態が生じているものですから、慎重な対応をぜひとってもらいたい。今考えてみますと、この1,500万円を使うということは、市町村振興課でも、市町村に対して予算措置をしなくてはならない、そういった事業費があると思うのです。これよりも順位を上げていかななくてはならない施策があると思うのです。そういったところにもっと目を置いていただきたい。このことについて、地域振興部長からお聞かせいただきたい。

もう1点は、県民アンケート調査は5,000人規模でやっています。統計分析課からいただいたものですが、こういういろいろな分野にわたって、調査の目的、調査項目、調査の設計、あるいは回収の方法、アンケート調査の内容は、生活全般について、生活に関する重要度、満足度、あるいは奈良県への愛着について、文化振興、スポーツ振興について、さらにいろいろな分野に分かれていると思うのです。食品ロス、安全安心の確保、雇用、少子化対策、女性の活躍推進、景観環境の保全、エネルギー政策についてなど、多岐にわたっている県民の安全安心で、奈良県に住んでよかった、あるいはこれからも住み続けてしっかり頑張っていこうという思いを抱いていただけるような希望に満ちたアンケート調査と、今の現況に即応してのアンケート調査だろうと思えます。こういったことのほうが私はもっと大切ではないかと思うのですが、県民アンケート調査、あるいは今前段やっただけのアンケート調査について、どう思われるのかお聞かせください。

○山下地域振興部長 1, 500万円の予算を承認いただいて実施しているこの事業のあり方と、市町村を振興するための施策との優先順位づけの考え方を、まず1点お聞きいただきました。

市町村振興課では、市町村の振興に対して、今年度でありましたら、持続可能な市町村運営補助金という形で、直接的に市町村を応援する事業や、市町村の相談を受けながら事務的にしっかりとサポートしている事業がございまして、本事業についても、全体として結果が出てきたときに、その分析結果の使い方、これは私どもの力量にかかってくるのですけれども、出てきたものを、どういう傾向値があるから、どういった施策に生かしているのか、あるいはこういった結果を市町村にどのようにうまくフィードバックしてあげたら、市町村としては有効にあるいは有意に使っていいのか、そういったことをしっかり考えながら、今回、まずは1, 500万円のうちアンケート調査を実施させていただきました。

予算では、荻田委員ご指摘のように、首長、県議会議員、市町村議会の議員の方々に幾人かインタビュー調査をさせていただこうという予算もとらせていただいております。こちらのほうは、今回、いろいろご議論になったので、実は大阪大学の北村先生以下、ご協力いただいている先生方とご相談もしながら、どのような形でやっていけば一番いいのか、議論をした上で地域振興部内、あるいは庁内で議論を深めていきたいと思っております。それが有意な形でやっていけるということであれば、もちろん議員の方に、こういった趣旨でインタビュー調査を実施したいと思っているということをご相談しながら、いただいた予算を有効に活用していけたらという思いでございます。

あと1点は、県民アンケート調査ですが、今回のアンケート調査は、いろいろ項目でご議論をいただいているのですが、中には、投票行動といった要素もございまして、おっしゃっていただいたように投票率の向上にどうつなげていったらいいか、県民の皆さんはどういった形でその候補者を選ぶ際に、例えばどういったメディア、あるいは立候補者のどういった行動を見て投票しているのか、そういったことを総合的に分析することによって、投票の啓発活動にも生かしていいのではないかと、いずれにしてもいろいろご批判もいただいているに誠に申しわけないと思うのですが、今回のこの事業を有効に使わせていただいて、しっかりとその結果を有効に使えるように頑張っていきたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただけたら大変ありがたいと思っております。

○荻田委員 後の政治家に対するアンケート調査なども含めて、それぞれの会派からこう

いったご意見があるということは、真摯な思いで対応していかなくてはならないということだけは肝に銘じていただきたいと思います。それから、県民の皆様生の声としては、何に使うのか、このようなことでよいのかという話も何件か聞いています。本当に生きたお金の使い方が大切だと思います。県民のための政治が大切ではないかと思います。真摯な思いでご対応いただきますよう、また、政治学者がどうのこうのという話を随分されましたが、学者はいろいろな人がおられます。もっと予算措置をするときに、地域振興部長として対応するべきではなかったのかと今感じているところでございます。前を向いて思いとどまることも大切という思いも込めまして、この件については終わりたいと思います。

それから、警察本部長、これから年末年始、県民の皆さんの安全安心を守りながら越年していかなくてはならない重要な時期となっています。どうぞ警察官の皆様方の一層のお力浴いをお願いして、無事に越年できますよう心からお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○乾委員長 少し休憩したいと思います。

15:16分 休憩

15:31分 再開

○乾委員長 それでは再開します。

○山村委員 それでは、質問させていただきます。最初に、なら歴史芸術文化村ですけれども、先ほどの清水委員の質問に対するお答えを聞いていて疑問に思いましたので、お伺いしたいと思います。

今回の事案は地下水の影響だとお聞きしたのですけれども、事前の調査で、あの土地の地下水はすごく多いということは認識されていたのですか。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 地下水につきましては、事前のボーリング調査等々行っております。2メートルから4メートルということで、水位としては高いという認識でございます。ただ、それに基づきます基本設計、実施設計で、例えば遮水壁を設ける等の工法を対策として行っていると認識しております。以上でございます。

○山村委員 その遮水壁をつくったということですが、遮水壁をつくらないといかないほどの水量のある土地だったということですか。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 地下階に文化財を取り扱うという用途、機能を求められている棟でございますので、その文化財を取り扱う環境としては遮水環境が求められるということで、文化庁等々の指導もございまして、最善の工法ということで、遮水

壁を設ける工法がとられたと認識しております。以上でございます。

○山村委員 文化財を扱うから遮水壁をつくったということですが、そのように遮水壁をつくれる工事は、一般的によくあることでしょうか。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 技術的な見地は持ち合わせておりません。一般論かどうかは私の能力ではコメントしかねるところがございますが、単に同様の工法をされている構造物、建築物があるということは聞き及んでおります。以上でございます。

○山村委員 そのように大切な文化財を扱う施設をつくる場所として、そもそも水がたくさんあるようなところにつくることがふさわしい選択であったのかどうか疑問に思います。そういう選択で本当によかったのか、建設にふさわしい土地なのかをはっきりとさせていたただかないといけないと思いますが、いかがですか。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 当該地の選定に関しましては、以前より議会等でもご説明を申し上げている状況でございます。文化芸術に親しめる環境として複数の候補地の中から最適であるという形で現在まで至っていると認識しております。地下水が、先ほど申し上げた2メートルから4メートル、それが立地上、決定的な欠陥となる条件ではないと認識しております。土地はそれぞれにいろいろな特性がございますので、その特性に応じて、専門の事業者が設計する段階で必要な工法等をとって建物を建築していくという状況を確認しながら、最終的に竣工に至ると認識しております。

現在の状況は、そもそも立地というよりも、工事の施工を行っている過程で、こういう事象が発生したということでございます。断定的なお答えができるところまで至っておりませんが、現状では、その遮水壁内に生じております水の浮力による影響がございますので、それにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、設計段階から予測できたのか、あるいは工事の施工過程において一時的に生じた現象なのか、その原因につきましては、引き続き検証を深めてまいりたいと思います。以上でございます。

○山村委員 この工事は、工事費だけでも100億円かかる事業です。これほどの投資をしてつくるのに、地下水がそんなにたくさんあって、遮水壁までつukらないといけない状況がわかっておきながらそこにつくられたことの責任は免れないのではないかと考えております。

それと、水を抜いたら安全なのか、そもそも水は抜けていくのか、それとも遮水壁からまた進入してくることがないのかも含めて、今後、完全に対策ができるのかも疑問があると思います。その対策のために、これから先、一体どれほどのお金をかけていくのか、県

民的な理解はなかなか得られがたいのではないかと懸念しております。責任の所在もきちんとされまして、どういう決着をつけていくのかも、県民が納得できるように進めていかななくてはならない事案ではないかと感じております。確かに、今調査中ということでもありますので、ここですぐに結論とはならないと思いますけれども、そういう疑問、そういう懸念もあって、責任も問われることにつながるのではないかという意見は申し述べておきたいと思います。

次に、政治意識調査にかかわりまして、先ほど来質問がありましたので、私からもお聞きしたいと思います。

知事にいろいろ聞かせていただいたのですけれども、納得できるような答弁ではありませんでした。お聞きしたいのは、佐藤議員が代表質問をされている中で、山下地域振興部長が、住民から情報公開請求があった場合、その対応について困ったことになるようなこともあると述べていたと思うのですけれども、その真意はどういうことなのか、ご説明いただきたいと思います。

○山下地域振興部長 佐藤議員の再質問では、データを悪意を持って使おうとしたらどのようにでもできますと。公的機関でこのような調査をしたら、開示請求をされるとどのような人も手に入れることができるので、公金で支出すべきではないと思いますと、その点いかがお考えでしょうかというご質問でした。

まずは、この事業全てという情報公開請求があれば、あらゆる資料が出ていくということで、途中のプロセスも出ていき、その使い方によってはいろいろ悩ましいことが起こりますとお答えしたものであります。ただ、情報公開請求は、当然のことながら県民の方々がお持ちになっている権利です。佐藤議員が公金でやるべきではないというので、私は、そういう悩ましい問題はあるものの、だからといって公金でやらないという論法にはならないのではないですかとお答えしました。情報公開請求があれば、悩ましく難しい問題であるという言い方をしたと記憶しています。

○山村委員 住民の方が情報公開をされるのは権利ですから、どなたもできることです。その場合に、そのものをどのように使われるかは、非常に悩ましく、問題が発生するかもしれないと認識されているということですよ。そういう危険なことが起こることもあり得ると。

○山下地域振興部長 質問の文脈の中で、ある意味では佐藤議員のお考えに同意させていただいたという認識です。だから、悪意を持ってばどういいう使い方もある、そういうこと

も起こり得ますという認識には同意したということになります。

○山村委員　そういうことも起こり得るということですよ。であるならば、私は、見てもらって困るような資料は廃棄しておかなくてはならないと思います。そういうものを置いておくということでいろいろな問題が起こってくる。その調査を県の公金を使ってやられているわけですから、やった調査を廃棄するという事になれば、その調査は必要なかったということです。今回のこの調査そのものをきちんと撤回する、取りやめにする、結果も含めて廃棄する、そういう決断をしないといけない事案ではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○山下地域振興部長　データの廃棄に関しては、調査票などは全て分析が終わった段階で廃棄するという契約になっているということで、県に対して情報公開請求をされても、県には不存在ですので、提出できないということが前提としてあります。事業を中止すべきではないかというご意見があったのですが、この事業の目的とか、個人が特定できない仕組みは、本会議で知事がるる説明させていただいたので改めて申し上げますが、次の3点の理由で事業を完遂させていただきたいと考えています。

まず1点は、この調査は、11月8日に回答期限を設定させていただきましたが、11月8日時点では、850の方が回答していただいています。それ以後も、受託先に届いて、現在950人を超える回答が寄せられていると聞いております。まずは、趣旨の説明が不十分であったというところはあるのかもしれませんが、調査の趣旨をご理解の上、提出いただいた950人の方に対して、このままやめしまうと、それは申しわけないという気持ちでいっぱいです。

2点目は、この調査をやるきっかけとなった4月の市町村長サミットに来ていただいた政治学者の先生方に、知事からこういう思いを持っているのだけれどもという話から始まったというところで、意気に感じて、奈良県の政治意識の調査をしようとしてくれた7人の専門家の方々ですけれども、そうした人に、言い方は悪いのですが、分析をするチャンスも与えずに事業をやめしまうと、その人たちに申しわけない。その代表の北村先生のところにはマスコミの取材も一定量行って、自分の答えた真意が伝わらないという言い方もされておられます。このままやめしまうと、その人たちの将来を奈良県が傷つけてしまったということになるのではないかと、これは私自身の考えですけれども。

それから、既にこのアンケート調査に関しては約715万円で契約をしていますが、ここでやめしまうと、その715万円が無駄になってしまうという、この3点をもって事

業はぜひ進めさせていただいて、先ほど荻田委員への答弁の中でも申し上げましたが、結果を有効に使わせていただきたいというのが私の思いでございます。

○山村委員 今3つの理由を述べられましたけれども、そのような結果になってしまう原因をつくったのは県のほうで、北村先生にご迷惑をかけたのも県、回答率50%を目指していると聞いていましたけれども、そこに至らない状況もある。それどころか、このような調査を、なぜするのかと、すごく不信を持って、怒りに思っている方がいっぱいおられる状況になっていることもあります。調査を途中でやめて、750万円が無駄になることをしたのは県です。これは誰かが責任を持たないといけないかもしれませんが、それよりも、1,500万円を使っていくことのほうが私は無駄になると思っています。

この調査を何に使うのかについて、全国的にも非常に悪い状況にある県内市町村の財政の改善にもつながるのではないかと期待しつつ、地方政治研究を深めたいという思いから調査をやりましたと言われました。財政健全化と今回の調査内容と一体どういう関係があるのか、一体何にそれが生かされるのか、何ら具体的に理解できないし、説明もない。これは、研究の蓄積があつて、そういうことをやったら、地方財政の向上に役立っているという実績があるわけではなく、ただ実験的にやってみたらどうなるのかということで我々の税金を使われることは、とても承服できないことだと思います。

知事は、憲法の思想・信条の自由、内心の自由を侵さないことについて違反しているのではないかということについて、何ら問題がないと、誰が書いたかわからないからいいとおっしゃいましたけれども、本当にそうなのか私は聞われると思うのです。名前を書いて聞くことはあつてはならないし、そんなことはあり得ない話です。例えばあなたほどの政党を支持して、政党に対してどのような働きかけをしているか、署名をします、あるいは要望書を出します、そういう政治的な信条や行動まで匿名であっても、個人の内心に踏み込むようなことを詳しく聞いているわけです。強制されなくても、何らかの手段を使ってその内心を推察されるようなことを聞くことは禁じられていると思うのですけれども、一体どうお考えになっているのか、そういうことを検討なさっているのかお聞きしたいと思います。

○山下地域振興部長 繰り返しになりますが、知事が答弁させていただいている基本スタンスが、私自身も思っている、共有しているスタンスでございます。個人を特定できないこと、それから非強制性であることをもって、通常のアンケート調査の考え方という認識を持っているところでございます。

あと1点、無駄にしたのは県だからということですが、無駄にしないようにしっかりと分析させていただきたいと申し上げているわけです。やめてしまうと無駄になりますが、それを無駄にしたのは県だからということではないと思っています。有効に使わせていただきたいという答弁をずっとさせていただいているつもりでございます。

○山村委員 有効に使えるという保障が何かあるのでしょうか。知事の言う地方活性化に役立つような調査だったのかも検証しないといけないと思います。そうではないのに、無駄でなかったとか、無駄だとか思えないと思います。それは、調査結果を分析して出てくるのではなく、政治的な意識を聞くという調査を、憲法を犯してまでやって、それに私たちの税金が使われてやっていること、そのものについて立ちどまって考えるということがなかったら、これだけ議会で問題になって、市民からもいろいろな声が寄せられていて、新聞でもいろいろな学者の方の意見も表明されております。そういう世間の疑問、県民の疑問にどう答えていくのか、今、立ちどまってきちんと考えていかなかったら、信頼を損ねてしまうように思います。結果を見ればわかるという話ではないのかなと思うのですが、そういうことについてどうお考えでしょうか。

○山下地域振興部長 私の言い方が首尾一貫して悪いのかもしれませんが、結果を見てくれたらわかるということではなくて、結果を見ていただいた上でご議論をいただきたいということを申し上げております。例えば悪いのですが、何かの絵を描いているところ、デッサンでこの線を引いていて、この線が今悪いとおっしゃると、全体を見ていた中で、この線がどう生きていたのか。結果が出て、何だこれはということであれば、それこそ県の責任で無駄をしてしまったというご指弾を受けてもやむを得ないと思いますが、まずはその結果を見て、ご議論いただければという思いで答弁をさせていただいているところであります。

○山村委員 その結果を見てということを繰り返し述べられているのですけれども、結果を出す以前に、この調査をやるところにおいて問題が生じているので、その調査をやることについてどうだったのか。これは県の責任でやっているわけです。学者の方はいろいろ言われた。県としてそれにゴーを出した。その調査の中身、その調査の指標についていろいろな疑問や疑義が出てきて、引き続きこの予算は使われていくことになるけれども、それはストップするほうがいいという意見もいろいろな方から出ています。そういうことから鑑みて、結果を出す以前、最初の一步のところ考え直さないといけないと思います。それほど、憲法が要請している思想・信条の自由、基本的人権の侵害にかかわる重大なも

のだという意識が欠落しているのではないかと思っているのですけれども、その点はどうでしょう。

○山下地域振興部長 私の真意がなかなか伝わらなくて申しわけないのですけれども、まだ未着手のインタビュー調査、1,500万円予算をいただいている中で、これについては、受け手である学者の先生方とも早急に調整しなければならないと思っています。結果として実施しないという選択肢も起こり得るのかなと思っています。ただし、このアンケート調査については、既に2,000人の方に対して発送させていただいて、そのうち950人の方から返送いただいているという中で、これを廃棄して中止せよということになれば、私は分析結果で議論をしていただければと言っていますが、その分析が全くできないわけで、その715万円は本当に、それは県の責任だとおっしゃるのかもしれませんが、捨てる格好になってしまいます。715万円を使って分析まで含めたことをやらせていただいて、何だ、このようなところに715万円も使ったのかという議論をさせていただけるのかなと思うのですけれども、今、このアンケートを投げました、返ってきました、もうやめますというのは、本当に先ほど言いました3点、特に950の方が返していただいているのに、その意向も無にしてしまうことになるのではないかと感じております。

○山村委員 950の方が返してこられていますけれども、県はアンケート、協力をお願いした2,000人の方に対してお礼状と督促状を出されています。そういう方法は絶対可能です。これをやったけれども、いろいろ問題があって、憲法違反のおそれがある、こういう政治意識調査を行政がやるのはふさわしくない、そういう判断に立って、これは使えなくなりましたというお手紙を出せば済むことではないのですか。督促するときには全ての人にそういうお手紙を出していらっしゃるわけです。そういう重大なことをやってしまったということにおいて、県が反省をしなければ、次に進めないと思えるわけです。資料の中では、ある県の職員の方が、そもそも県の立場で誰に投票したのかを調べてもよいのでしょうかという疑問を出されている記録もあります。とても正常な感覚をお持ちの方が県の中にもいらっしゃるという意味では安心しております。そういう思いを持っていらっしゃる方、県の中にたくさんいらっしゃるのではないかと私は思います。憲法を守らなくてはいけない擁護義務がある行政ですよね、知事をはじめとして、職員の方々の仕事を、本当に県民の負託に応えてやっていこうと思ったら、間違いは正して、憲法違反はやらないという確固たる立場をとっていただかなくてはならないと私は思っております。返

事がどうかというのはありますけれども、お聞きします。

○山下地域振興部長 憲法遵守はまさしくそのとおりで思っております。ただし、投票の自由であるとか、そういった守るべきものについては、今回のアンケート調査では制度上、担保されている。したがって、そこに抵触するところには至っていないという基本認識でございます。

○山村委員 山下地域振興部長の考えはわかりましたけれども、私たちから見れば、憲法に抵触するような踏み込んだ内容であると判断できるものだと思っております。ですので、説明不足であったからそれは謝るけれども、続けてやらせてくださいという話ではなく、はなから中止、結果は廃棄、そういう立場に立つべきではないかということをお願いしたいと思います。

あと幾つか質問がありましたけれども、時間が押しておりますので、次の機会に回したいと思えます。

○猪奥委員 地方創生総合戦略の策定についてご報告いただきました。奈良県は観光の基本計画がないですが、インバウンドの計画つくられるに当たって、観光に取り組みないといけないことがあると思えます。インバウンド、ユニバーサルツーリズム、そういったものを包摂するような計画をつくったらどうですかという代表質問をさせていただいたときに、今、新『都』づくり戦略をつくっていて、その中に方向性をつけますと。インバウンドは今とてもふえていて、インバウンド対策を進めていく中で宿泊施設等のバリアフリー化も進めていきますというご答弁だったと思うのですが、奈良県の観光政策は、ユニバーサルツーリズムや、宿泊施設等のバリアフリー化も含めてインバウンド施策の中でやられていくという理解でいいですか。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 今のご質問ですけれども、もちろんそのユニバーサルツーリズム、ユニバーサルデザインの観点を重視していくというのは非常に重要であると考えております。このインバウンドビジョンでも今後、宿泊施設などのバリアフリー化であったり、ピクトグラムを活用、ユニバーサルデザインタクシーの導入、促進、鉄道駅のエレベーター、エスカレーター設置など、具体的な施策は検討中ですが、目標を定めていきたいと考えております。これは、このインバウンドの計画をつくるということなんですけれども、インバウンドのみではなくて、観光客全体に資するものであると考えております。以上でございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。とすると、ユニバーサルツーリズムの推進は、イン

バウンド・宿泊戦略室でやっていただけるということですよ。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 計画につきましては取りまとめをいたします。中身については、進捗管理等もやらせていただきたいと思いますと考えております。

○猪奥委員 ありがとうございます。どこで担当していただいても結構ですけれども、今、私の思っている感覚では、インバウンドももちろん大事ですけれども、国内観光を進めていくこともとても大事だと思います。その中でユニバーサルツーリズムが、鉄道事業者がやるべきこともあるし、県でやるべきこともあるし、事業者をお願いすることもいろいろあると思うのですが、どこが責任を持ってやっているのかがわからないと、するほうも推進しにくいと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

外国人観光客受け入れ環境整備促進事業の補助金の中で、インバウンドの環境整備と合わせてユニバーサル化、バリアフリー化という事業があります。インバウンド化とユニバーサル化は注目しなければいけない点がそれぞれ違うと思うのです。以前、ユニバーサルツーリズムで質問させていただきましたときには、トイレを洋式化することも大事ですけれども、ここの宿泊施設は洋式化されている、お風呂にバリアがないということを見ていただくことがとても大事で、それぞれご判断できる状況になっていることがとても大事だと指摘させていただきました。

今、奈良県のユニバーサルツーリズム、それぞれでやってはいただいていますけれども、県がやっていたり、NPO法人で独自にやられていたり、事業者の努力だけにとどまってしまうので、しっかりと取りまとめをやっていただく、責任を持って推進をしていただく体制をとっていただきますことをお願いしたいと思います。

第1期の総合戦略の取り組み状況をご報告いただきましたけれども、外国人の宿泊者数は倍以上伸びています。一方で、この外国人分を引きますと、1万3,000人しか日本人の宿泊者数はふえてないということです。ユニバーサルツーリズムを進めることは、もちろん全ての人が観光しやすい土壌を整えるということにもなりますし、稼げる観光という面でもありますので、取組をお願いしたいと思います。

あと1点だけ質問させてください。平松地区について、所管は恐らくここではないと思います。病院マネジメント課でご担当いただいていますけれども、奈良市とまちづくり協定を結んでいただきまして、今、平松のまちづくりを進めていただいているわけですが、もともと平松のまちづくりは、そこに奈良県総合医療センターがあったことによって、この跡地をどう使うのかというのが議論のスタートでした。議論を進めていく過程でまち

づくり協定を結んでいただいて、そこから主として県がやっていた事業から、市の事業にバトンタッチをしたというご説明を決算審査特別委員会でも、代表質問でも頂戴したところでもありますけれども、市の側にとっても、住民の側にとっても、これは県がやっている事業だという思いが非常に強いというところが、今、結果としてボタンの掛け違いになっていると思うのです。

なぜボタンの掛け違いが起こったかという、県が主体となって平松のまちづくり協議会を開催していただきました。この事務局をずっと病院マネジメント課で持っていたことが要因だと思うのです。県が責任を持って、そこを地域包括の拠点にするという議論をしていたときは病院マネジメント課でもよかったと思うのです。そこから県の手が一旦離れるとなったときは、この平松という場所だけを見ると、ファシリティマネジメント課で持たないといけなかったかもしれませんし、まちづくりということになったら、まちづくり推進局で持っていただかないといけないかもしれない。市町村ということになれば、地域振興部で持っていただかないといけなかったかもしれない。途中で県も思惑を変えたわけですから、本来は一旦県の中でどこが所管をするかという議論を持つべきだったと思うのです。同じ役職の人がずっと会議に出てきたら、地元の人も、前の議論のまま県がおやりになると誤解しても仕方がないと思うのです。これから、まちづくり協定をいろいろなところで結んでいただきまして、県と市が連携をとってまちづくりをしていくわけです。その所管は、私は、今回の場合は地域振興部で持っていただくか、まちづくり推進局で持っていただくのが妥当だったと思うのですけれども、進めていただくに当たって、県の中でどこが持つかというルールはそもそもないのですか。

（「これはここと違う」と呼ぶ者あり）

今は病院で持っていただいているのですけれども、お伝えをしたいのは、たまたま病院の跡地だということをしっかり分かっていたいただくために、病院の担当課が来るのではなく、当該地をどう使うかということを専門に取り扱っている部局の方が行っていたほうがよかった、事務局を持っていたほうがよかったのではないかと考えています。

（「所管違うから」と呼ぶ者あり）

病院の議論になるのであればそれはいいのですけれども、今後、こういうことが出てくる可能性もあると思いますので、一度いろいろなところで考えていただきますことをお願いして終わります。

○亀甲委員 時間も遅くなってきていますので、淡々と答えていただければいいと思いま

す。

先般の大国議員の代表質問で、持続可能な開発目標、SDGsの取組について、基本的には奈良県が目指しているものと同じだとおっしゃられまして、一般企業や県民の皆様などさまざまな関係者にSDGsの理念の周知等を行うことも大切な取組であると考えておりますという、知事からの答弁がありました。現在、全国60都市がSDGsの未来都市ということで選定されている状況でございます。また、第2期奈良県地方創生総合戦略において、国から出される視点の中にもSDGsの原動力には地方創生という部分も入っているということ、また、この奈良県の魅力を全国に発信していく中で、このSDGsの未来都市選定に向けて、もしそういうお話があれば、県として手を挙げるべきだと思うのですが、その辺はどう思っておられるかお聞かせください。

○舟木知事公室次長（政策推進担当、政策推進課長事務取扱） 12月6日の大国議員のSDGsに関する代表質問におきまして、知事の答弁は、亀甲委員お述べのとおりでございました。「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」を県政の目指すべき姿として取り組んできた本県の各般の政策の方向と基本的に合致している、SDGsの理念や目標を「奈良新都づくり戦略（案）」に盛り込みつつ、奈良をもっとよくするための取組をしっかり進めていくことがSDGsの実現につながっていくと考えていますと述べております。まずは、奈良をもっとよくするための取組を着実に進めていくこととしたいと考えており、現時点では、それ以上の考えは持っておりません。以上でございます。

○亀甲委員 ありがとうございます。奈良県の魅力を発信することは、いろいろなやり方があると思うのですが、全国に奈良県を知っていただく一つ方法として、この未来都市の宣伝に向けても手を挙げていくべきと思っております。また、奈良県がそのように、本当にSDGsと同じような方向性を向いているのであれば、その方向でやっぱり議論をしていただきたいと思っておりますので、一応、今回は要望という形でさせていただきたいと思っております。

それと、就職氷河期世代、今、国でも議論されておりますけれども、年内に計画をされて、30万人の雇用という形で国も動いております。地方でも兵庫県宝塚市をはじめ、就職氷河期世代の就労という形で、今取り組まれているところが多く出てきております。奈良県においても、就職氷河期世代の就労等、考えるべきではないかと思うのですが、その辺をお答えください。

○乾人事課長 就職氷河期世代の採用の支援についてお答えをさせていただきます。

本県では、職員の採用試験といたしまして、まず、29歳までを対象といたしまして、総合職試験を実施しています。また、30歳から35歳までを対象として、社会人採用試験を実施しています。そのほか、有資格者を対象として、資格職の選考試験などを実施していますけれども、一部の資格職を除きまして、大体35歳から45歳を指すようでございますけれども、就職氷河期世代が対象となる試験を実施している状況にはございません。

本県の職員の年齢構成を見ますと、いわゆる就職氷河期の世代でございます35歳から45歳までの職員が少ない状況でございます。今後、組織運営上、支障を来すおそれもあることから、この世代について、職員をどうやって確保していくかが課題であると認識しているところでございます。

現在、来年度に向けての採用試験の方法等を内部で検討しているところでございますけれども、去る12月5日に閣議決定されました国の総合経済対策におきましても、就職氷河期世代の支援策として、地方公共団体に対して中途採用の推進を要請するとともに、先行事例等について広く情報提供するとされたところでございます。これらの国の動向、他府県の状況を注視しつつ、人事委員会とも協議しながら、優秀な職員を安定的に確保できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○亀甲委員 ありがとうございます。この就職氷河期世代というのは、ひきこもりという部分も多くあるとも聞いております。安心して生活できるような環境づくりとは別に、就労に関しても考えていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

あともう1点、最後になりますけれども、あおり運転の件で少しお聞かせいただきたいと思っております。

最近、テレビ報道等でたくさんのおおり運転とか危険運転、また、命を落とす暴力事件等を行っているのですけれども、その中で、国が、このあおり運転に関して厳罰化を進める方向で今議論されている状況ですけれども、奈良県内におけるあおり運転の現状と、今どのような対応をされているのかお聞かせください。

○桑原交通部長 あおり運転の現状と対応でございます。

あおり運転につきましては、現在のところ、法律上明確に定義はされておられません。ただ、一般的には前方を走行する車両に対して、極端に車間距離を詰めて進路を譲るように強要したり、ハイビームとかパッシング、クラクション及び幅寄せ等によって相手の車を威嚇したり、嫌がらせをする等の行為をいうものと認識をしております。

そこで、あおり運転の現状と対応ですけれども、県警察では、あおり運転等の悪質危険

運転に対しては厳正に対処するよう、高速道路交通警察隊や県下の各警察署に指示しているところで、現実に県警へりと連携して、高速道路等において車間距離不保持等の取り締まりも行っているところです。こうした活動の結果、車間距離不保持違反の検挙件数ですけれども、ことし10月末現在の数字を見ますと、昨年同時期を2件上回る、52件を検挙している状況になります。

また、ことし8月には、あおり運転の末に、車を被害者に向けて急発進させた被疑者を暴行罪で逮捕しているところでもあります。そのほか、あおり運転に関する情報とか相談ですけれども、110番通報、苦情相談、さらに、県警ホームページで無免許とか飲酒運転等も含む悪質危険運転者に関する情報提供メールに寄せられているのですけれども、昨年1年間で159件だったのですけれども、ほぼ同数の153件が10月末現在までに寄せられているところでもあります。

これらの通報に関しては、検挙可能なものについては検挙措置を講じているところです。引き続き安全かつ快適な交通の確保に向けて、いわゆるあおり運転行為者に対する厳正な対処を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○亀甲委員 ありがとうございます。いろいろ手を打っていただいていると思っております。

例えば、自分があおり運転をされている状況の場合、警察に110番、自分ではできませんけれど、隣の方にしていただいた。もう一つ、たまたまあおり運転をしている車を発見をしたと、それを動画撮影して、自分は当事者ではないけれども、第三者としてそれを警察に報告をしたというときの警察の対応はどのようなことをされているのかお聞かせください。

○桑原交通部長 110番通報等があった際の対応等ですけれども、まず、一般の方からあおり運転に関する110番通報等を受けた場合、当然現場急行いたします。現場急行した結果、違反行為を現認することができれば、検挙措置を講じます。現場において、違反行為が現認できない場合でも、供述であるとか、必要な捜査を行いまして、違反行為が特定できる場合は、当然検挙いたします。特定できない場合でありましても、指導、警告等、安全運転指導を行っているところでもあります。

もう1点、第三者があおり運転をされていて、その動画を撮影して、警察に提供いただいた場合でありますけれども、それにつきましても、その録画内容を精査いたしまして、道路交通法等に抵触する状況が確認できれば、必要な捜査を行いまして、得られた証拠に

基づいて検挙措置など必要な対応を図っているところでございます。以上でございます。

○亀甲委員 ありがとうございます。ご存じと思うのですがけれども、岡山県で、全国初めての「あおり110番 鬼退治ボックス」、専用サイトをつくられて、そこであおり運転だけではない、危険運転も含めての情報を提供して、それに基づいて、違反行為があれば調査をするという形だと思うのですがけれども、そこから1件検挙されたという報道がテレビでも流れておりました。岡山県警としては、1件でもそういうことはなくそうと、その専用サイトをつくって、情報提供を促すという形でやられていると思っております。

私も、特にトラックに結構あおられたりすることもあるのですが、そういうことが少しでもなくなる、事故をなくす一つの方法として、こういうサイトがあるというのは、これを奈良県もしてくれという意味ではなく、いろいろなことをしていただいている中で、本当にこういうことがなくなるような体制づくりをしていっていただきたいと思っております。

あともう1点、免許の更新時などでも、あおり運転の講習は入っているのか聞かせてもらってもよろしいですか。

○桑原交通部長 あおり運転に特化した講習は恐らくやっていないと思うのですがけれども、先ほどから申しておりますように、飲酒運転であるとか、そういった悪質、危険な運転に対する指導などは、そういった講習の中に盛り込んでやっているところでございます。

○亀甲委員 そういう講習等であおり運転が危険なこと、また、被害者、加害者になるとこうなるというのを周知していくのも大切だと思います。その辺もしっかりしていただきたいと思っておりますので、要望させていただきます。以上でございます。

○山本副委員長 もう時間も時間なので皆さんお疲れのことと思います。そんな中で、私も各会派から質問されています政治意識調査について、創生奈良といたしまして、いろいろなことを聞きたいところですが、そのいろいろな経緯、内容は先ほど出尽くした感じもします。私からは、再度、山下地域振興部長の調査の原点、今までの750万円余り使った分の取り扱い、先ほどから何度も、今後も事業を進めていくというお話ですがけれども、その再度の確認をさせていただきたい。

その原点ですがけれども、本会議場で、阪口議員、またほかの議員も質問されたときに、間違いであったら訂正していただきたいのですがけれども、4月26日の市町村長サミットが始まりであったと。阪口議員が開示請求をした書類を閲覧させていただきますと、5月10日に、大阪のホテルグランヴィアのロビーラウンジで、北村教授と打ち合わせをされ

ている。そこに出席していたのは、山下地域振興部長と堀辺市町村振興課長、松南課長補佐、この3名の方が北村教授と面談をされて、るる今回の予算計上について、また、アンケート調査の内容、一人ではこの調査ができないから、ほかのメンバーを誘うという内容を決めておられる。それが5月13日の復命書で上がってきている。その後、8月2日に、第1回地方政治研究会をされている。アンケートを出したのはいつか知りませんが、11月8日の締め切りである。その間に、先ほどから質問あった、統計分析課に内部協議をして、統計調査のアドバイザーに意見を求め、その意見を市町村課に10月15日に返しておられる。こういう時系列があるわけです。

4月26日に始まって、アンケートを出す10月までの間に、いろいろな協議もしながら、なおかつ、そのアンケートの内容、私も全部自分で記入しましたが、そういう短期間の間にこれが進んでいるということです。そのような状況の中で、知事の思いつきということは決してないと思いますけれども、先ほど言われた北村教授、ほかの方々の意気を感じてという発言をされましたけれども、これを聞いたときに思い出すのは、大立山まつりのときに、急遽補正予算が出てきて、明るる年の2月にすると、ああいう短期間でやることに懸念を示しているわけです。知事の命を受けて、地域振興部長は北村教授と会われたけれども、そのときの原点、なぜこのことをしたいと思ったか、そこをしっかりと聞かせてください。

○山下地域振興部長 基本的な経緯は、今、山本副委員長がおっしゃっていただいたとおりで、4月26日の市町村長サミット、北村先生が控室で知事と面談をしました。そこで、知事が何度も申し上げます、地方政治のパフォーマンスを上げると地域活性化にもつながって、奈良がどんどんよくなっていくだろうというお話をされました。そのときに何かそういう方策がないのかという話の中で、先生も協力できることはしたいと。そういった話を受けて、5月10日に、私と市町村振興課長、課長補佐とで北村先生と大阪で会わせていただきました。4月26日に知事と北村先生が面談したときに私も同席させていただいていましたので、知事の考え方はこのようなことではないだろうかというものは項目として出させていただいたところです。その項目に基づいて、6月の補正予算の中で整えていこうということで、その内容のイメージは整えていったところでございます。6月補正予算でご承認いただいて、8月の初旬、研究会をしたときに、先生方から項目のたたきが出てきていたところでありまして。そこから10月に発送するまで、調整をとりながら進めていったというところでございます。

○山本副委員長 5月10日に、北村先生はこのようなことを言っておられるのです。

「制度設計を綿密に行うには、それなりの時間を確保しなければならない。年度内に分析結果をまとめることは困難である。今年度と来年度の2年間かけた分析にさせていただけたらありがたい。共同研究者は、行政関係者とその北村先生が依頼する6名でやる。」これに対する予算の事業目的や事業の資料があるのですけれども、ここに「1年目、1,500枚」今これを予算執行しているわけですが、2年目がありきの発言をされているし、この事業のところに、「有識者調査を令和元年度にする。令和2年度には、この予備的調査の結果を踏まえ、質問項目を再設計し、県内有権者や比較比例都市の有権者を対象としたアンケート調査を行う」今、これをやっているわけです。

一方で、政治家調査をすると、先ほどから出ています、インタビューです。令和元年度には、政治家側から奈良県の特徴を導き出すために、県内政治家を対象としたインタビュー調査に着手する、これから着手されるわけです。なお、令和2年度に、県内政治家を対象としたアンケート及びインタビュー調査を本格的に実施するとなっております。令和2年度予算がありきだと、来年のヒアリングもやっているはずですから、そういう予算も組んでいるのですか。

それから、この残りのインタビュー、先ほど荻田議員から慎重にやれとおっしゃっていたけれども、県議会議員全員にそういうアンケートをしていくのか。市町村議会議員は400～500人いるかわからないけれども、県議会議員は43人しかいない。それをあえてするのかどうか。それを勝手に、この北村教授やあなたたちが県議会議員にインタビューをする、私にとっては余計なお世話です。我々は、この4月に公約を掲げて、有権者に訴えて、そこで通ってきているのです、信頼を受けて。政治家の我々の行動、信条を、改めてなぜその先生方が我々にインタビューしないといけないのか。横道に反れましたけれども、そういう面で、2年間ありきの予算なのか、この1点、お聞かせください。

○山下地域振興部長 8月2日に政治研究会をさせていただきました、その中の資料でも、2年間で事業を展開すれば、よりよい形で分析が精緻なものになっていくだろうと示していただいております。それは、1年目、このアンケート調査と政治家の方へのインタビュー調査、総勢30名ぐらいを想定している今年度予算でございます。だから県議会議員の先生方、県内首長、それと、市町村議会議員の方々、どの方にさせていただくというのは調整をしなければならないという考え方を持っておりました。

2年がありきかということですが、実はそういった考え方から、今、部局としては、次

年度のための予算要求をさせていただいている段階でございます。ただ、一旦予算要求をさせていただきましたが、今、このアンケート調査についていろいろご議論をいただいているので、早急に北村教授をはじめとした先生方とお話をして、来年度はどうしていくのか、どうしていくのが一番形として望ましいのか、話をした上で、部内で消化し、庁内で議論をして、次年度の取り扱いは考えていきたいと思っております。もともとの考え方は2カ年でやらせていただければありがたいという考え方でありました。以上です。

○山本副委員長 だから、先ほど荻田議員がおっしゃられたように、1,500万円の6月補正予算を組むときの説明不足、あなたもおわびをしていたけれども、全くそのとおりでしょう。我々県議会議員にそのような話を一回もしていない、そこが大問題だと言っているのです。開示請求しなかったら、2年間の話も、政治家アンケートのことも、県議会議員にインタビューするというのはわからなかった。今聞いて、事前にそういうことを説明しなかったからおわびを申し上げる、だけれどやりたい、30名程度だと。どうやって決めるのですか、くじ引きで決めるのですか。それまで、北村さんに、その政治研究会に丸投げして、本会議でも言っておられました、国のトップレベルの学者に依頼をしているから、質問には関与をしていない、内容はその人に任せていると。何のためにするかと思ったら、地方政治の向上だと。我々も同じことを思っているのです。そのために県議会議員になっているのです。その根本の予算を組むときに、なぜ説明しなかったのですか。こういうアンケートを2年で考えています、1年目の半分はこれに使います、第2段階は政治家のインタビュー、そういうものをさせていただきたいと、質問内容はまたご相談をさせていただきますと、なぜ言えなかったのですか。

○山下地域振興部長 その点については本当におわび申し上げるしかないです。予算の概要でお示しをしていたということで、個別に、予算のプロセスではお話ができなかったというのは事実でございますので、本当に申しわけなかったと思っております。

ただ、2カ年というのも、債務負担行為をとらせていただいているわけではないので、来年度もご議論いただく前提で部局としてはさせていただいているところでございます。

○山本副委員長 8月2日の地方政治研究会の第1回会議、かなりの量の、それぞれの方が発言をされている資料があります。それを一々取り上げていかないし、その揚げ足を取るようなことはしたくない。しかし、どうしてもこの短期間の間でこれだけのことをされたというのは、全員ではないですけど、創生奈良の5人はどうしても納得がいけないという思いを持っております。

その上で、今後、先ほどは決意表明みたいなことをされましたけれども、改めてお聞きします。この調査の統計結果の公表をどのようにされようとしているのか、今後の残りの事業、是が非でも進めていくのですか。ほかの統計、地方政治を上げるような項目にできないのですか。先生と相談するというけれど、先生に丸投げです。県が依頼している統計に関するアドバイザーの方の意見に、7つの懸念するような申し入れを市町村振興課にしているわけです。その中の一つに、一般的に個人情報に関する質問は、調査票の最後の部分に記載をしますと。なぜならば、回答者が個人情報を記入するのは嫌がり、後の質問項目に回答しなくなることを防ぐためです。今回は、投票行動のような回答を嫌がる質問をしていますので、回答率が下がるかもしれませんと言っておられる。これはこれで設問内容にどうこう言うつもりはないですけれども、7つのうちの一つだけ言っておきます。そもそも県の立場で誰に投票したのかを調べてもよいのでしょうか。また、無作為に抽出で回答者を選びますので、万が一県議会議員の関係者に調査票が届いて質問が来た場合、対応できるようにしておいてください。私のところには来ませんでしたけれど。地域振興部長はこういう内容を把握していますか。そういう申し入れを見ましたか。

○山下地域振興部長 誠に申しわけないですが、私もその開示請求の資料として見ただけでございます。

○山本副委員長 だから、問題はそこにもあると言っているのです。きちんと申し入れもされているのに、それを無視をして、国のトップレベルの教授で信頼おけるから丸投げをしていると、私たちはその質問内容には構いませんと。県の予算を使わなくて、民間の研究会がやっているのであればよろしいですけれども、公金を予算執行するに当たって、あまりにも県行政としては無責任ではないか。1回目の有権者は2,000人だったけれども、今後は、県議会議員や市町村議会議員30名ほどの方にアンケート、インタビューをしていくと。

(「今年度はもう済んでいる」と呼ぶ者あり)

来年度もその続きをすると書いてます。インタビューもということだけでも、それはどちらでもいいけれど、続けて、残りの800万円でするわけです。それを先生と相談するというけれども、県のこれだけの会派の方が、これはおかしい、県議会議員に質問するのも、政治家にするのもおかしいと言っているのだから、撤回する気はないですか。

○山下地域振興部長 このインタビューについては、検討をさせていただきたいと思っています。というのは、当初の予定では、いろいろ事前にお話をした上で、インタビューが

始まっていればいいなという時期にもう突入しておりまして、いろいろご議論いただく中で、受け手の大学の先生方も、マスコミへの対応とかで身動きがとれなくなったということです。想定しているよりも大分制度設計自体もおくれてきているので、インタビュー調査については、丸投げしていると言われるかもしれませんが、受け手の先生方と、改めて今の状況を共有しながら話をし、どうしていくか考えなければならないと思っております。

○山本副委員長 水かけ論になりますからこれ以上はやりとりはしません。先ほど、山村議員の質問で前へ進む決意はしっかりと述べられましたので、私が質問したからといって撤回するつもりはないだろうと思っております。

時間も時間です。総務警察委員会の皆さん方にご理解を賜りたい。もう一遍新たに聞いておきます。この統計結果の調査の発表の仕方、どう思っておられますか。

○山下地域振興部長 統計結果の分析結果は、個人を特定できないようにしながら、クロス分析をして、一定の傾向値を持つ人たちはどういう考え方をもちながら、投票行動を行ったとか、そういったことを導き出せるような形で、報告書として出ささせていただきたいと思っております。

○山本副委員長 それは、どなたに報告書を配るわけですか。

○山下地域振興部長 調査の報告書ですから、ホームページに掲載をさせていただくことになると考えております。

○山本副委員長 その点においては、余り慎重な答弁でないようにも思います。今後の事業を中止を求めても、前へ進むという答弁をずっとされていましてから、この場ではそれに了解はされないと思います。そういう意味において、創生奈良、阪口議員が趣旨弁明者として、投票行動分析を通じた地方政治研究事業の見直しを求める決議案などを考えております。各派のほうには事務局を通じて、この要旨ができましたら配付をさせていただきたいと思っておりますので、その点をご報告とご了解をいただくことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○乾委員長 今回、政治意識調査でいろいろな意見が出ましたけれども、議員に対して一度も理事者側の説明がなかったというのが一番問題だと思います。その辺は真摯に受けとめて、その結果をもって、慎重に利用して、考えてやってください。お願いしておきます。

ほかになれば、これもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告であります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対

意見を記載しないこととなっております。

創生奈良は反対討論されますか。

○山本副委員長 しません。

○乾委員長 では、委員長報告に反対意見を記載することとしますので、よろしくお願いします。

日本共産党さんは反対討論されますか。

○山村委員 します。

○乾委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。

日本維新の会は反対討論されますか。

○清水委員 はい、討論します。

○乾委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって、本日の委員会を終わらせていただきます。ご苦労さまでした。